

平成27年度税制改正大綱が 相続対策に与える影響

税理士 佐藤正明

昨年末に発表された平成27年度税制改正大綱の中から、今後の相続対策に影響を及ぼす「NISA、教育資金・住宅取得等資金贈与の非課税措置」の拡充等について解説する。

pickup 1 NISAの年間投資上限額の引上げ・ジュニアNISAの創設 暦年贈与の非課税枠を 有効活用することが可能に

① 現在のNISAの概要
少額投資非課税口座（NISA口座）において上場株式や公募株式投資信託等を購入すると、年間100万円までの買付に係る配当所得・譲渡所得が非課税になる。このNISA口座の開設可能期間

は、平成26年1月から平成35年12月までの10年間とされている。一度に全額を投資する必要はなく、その年の間なら何度投資しても、年間合計で買付金額が100万円になるまでは非課税枠内とみなされ、その投資を始めた年から

5年間（5年目の12月31日まで）が非課税期間となる。つまり最大500万円（年間100万円×5年）まで非課税投資を行うことができる。この非課税期間満了時にNISA口座内の資産を特定口座や一般

口座の課税口座に移さず、その評価額（＝時価）で翌年の非課税枠に移管する「ロールオーバー」を行うと、さらに最長で5年間（＝合計で10年間）の非課税枠を利用できる。ロールオーバーできる額は評価額で100万円（＝1年当たりの非課税枠）までなので、5年間の非課税期間が終了する際、評価額が100万円を超えている分については、特定口座や一般口座の課税口座に移すか売却する必要がある。

② 改正のポイント

NISAは、日本に住む20歳以上の人が一人1口座のみ開設できる制度として、平成26年1月にスタートした。当初は一定期間（勘定設定期間）内は、他の金融機関へ変更できなかったが、平成26年度税制改正で平成27年1月からは他の金融機関へ変更ができるようになってきている。

これは、両親や祖父母が、子どもや孫のために専用口座を開いて投資すると、年80万円までの投資に係る配当所得・譲渡所得が非課税となる仕組みで、平成28年1月からスタートするとされた。成人NISA（現行のNISA）との主な相違点は以下のとおりで、その他は成人NISAに準

ずる。
・年間投資上限額が80万円と低い設定されていること
・18歳になる年（基準年）まで払い出せない（災害等のやむを得ない場合を除く）こと
・原則として親権者等が代理で運用を行うこと
18歳での払出しを可能としているのは、ジュニアNISAで形成した資産を大学進学等の学費に充てることを想定したものである。ジュニアNISA口座を開設できるのは、平成28年から平成35年まで。開設者はその年の1月1日において、20歳未満である居住者等であることが要件であり、新たに取得した上場株式等を受け入れる「非課税管理勘定」を開設して運用を行うことになる。

まず贈与された資金を現行のNISAで運用する場合、年間100万円の非課税枠をフルに活用することができなかった。しかし、上限額が120万円に拡充されれば、受け取った110万円すべてをNISAで運用することが可能となるわけだ。

② ジュニアNISAの創設
NISAには投資の裾野を若年層に拡大する役割が期待されていたが、創設1年目を見る限り、NISAの利用者はシニア層が大半を占めた。これを受け、平成27年度税制改正大綱には若年層への投資を浸透させるとともに、高齢者に偏在する金融資産を成長資金にシフトし、かつ長期投資を促進するため「ジュニアNISA」の創設が盛り込まれた。

図表 NISAとジュニアNISAの制度概要

	ジュニアNISA(平成28年1月1日～)	NISA
利用できる人	0～19歳	20歳～
対象商品	上場株式、公募株式投資など	
年間投資上限額	80万円（5年間で最大400万円）	100万円／最大500万円（平成28年1月1日以降は、120万円／最大600万円）
投資できる期間	平成35年まで	
非課税の期間	投資した年から最長5年	
運用口座の管理	原則、親権者等が未成年者に代理して運用をする18歳まで引き出せない（災害などやむを得ない場合を除く）成人NISAに引き継ぎ	本人払出しは自由

未成年者の非課税管理勘定の運用期間が終了した後は、平成36年から平成40年までの間に「継続管理勘定」を開設して年間80万円を上限に上場株式等を移管し、本人が20歳になるまで運用することができる（20歳以降は成人NISAに引き継ぎ）。

さらに、シニア世代の金融資産のうち、祖父母自身や両親のNISAの投資上限を超える金額について、暦年贈与の非課税枠内で孫に贈与し、ジュニアNISAで運用することもできる。生前贈与と次世代の資産形成を同時に行えるという意味では、生前贈与の選択肢が一つ増えたと考えられ、相続対策としても有効であろう。